

## さようファミリーサポート・センター会則

### (趣旨)

第1条 この会則は、さようファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を組織する会員の入退会手続き、相互の援助活動の内容、その他援助活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 1) 会員は、原則として佐用町に住所を有する者とし、センターの趣旨を理解し、本会則を承認、遵守しなければならない。  
2) 会員は、相互に協力して子育て支援に関する援助活動を行うものとする。  
3) 会員は、その地位を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。  
4) 会員は、相互援助活動において、営利等を目的とする行為を行ってはならない。  
5) 会員は、子育て支援に関する相互援助活動上で知り得た秘密を漏らしてはならない。退会後においても同様とする。

### (入会手続)

第3条 1) 会員として入会しようとする者は、会員登録申込書(要綱様式第1号)を提出しセンターに登録されなければならない。  
2) 提供会員になろうとする者は、センターが指定する保育サポートに関する講習を受講しなければならない。  
3) 町長は、会員として登録されたものに対し、会員証(要綱様式第3号)を発行する。  
4) 町長は、前項により登録された者の会員名簿をセンターへ備え付けるものとする。

### (退会手続)

第4条 1) 会員が退会しようとするときは、退会届(要綱様式第5号)により届け出るものとする。  
2) 会員は、退会するときは会員証その他センターが指示する書類を返還しなければならない。  
3) アドバイザーは、会員が次条の規定の反するような行為または会員として不適切な行為を行ったと認められるときは、センター長の承認を得て退会を命ずることができる。

### (損害の賠償)

第5条 会員は、故意もしくは過失または不正な行為により、センターに損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

### (援助活動の実施方法)

第6条 1) 会員は、援助を必要とするときは、センターに来所及び電話連絡により援助の内容、日時等詳細を連絡するものとする。  
2) 前項の援助の申請を受けたときは、アドバイザーは援助の内容、日時等詳細を確認の上、援助活動依頼受付簿(会則様式第1号)に記載するとともに、その内容に適

した提供会員に連絡するものとする。

- 3) 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4) 提供会員は、援助活動実施後、援助活動報告書(要綱様式第 4 号)を作成し、依頼会員の承認を受け、その原本をセンターへ提出しなければならない。

#### (援助活動の条件)

第 7 条 センターで受け付けできる子どもの条件等は、次のとおりとする。

- 1) 原則として生後 4 ヶ月から小学 6 年生までの佐用町在住の子ども。
- 2) 健康状態が良好なこと。
- 3) 緊急連絡先を明確にし、サポート活動中は必ず連絡がつくようにしておくこと。
- 4) 援助活動時間は必ず守ること。

#### (援助活動の内容)

第 8 条 1) 提供会員が行う援助活動は、次の各号に掲げるものとする。

- ①保育施設、小学校への子どもの送迎。
  - ②保育施設等の開始時間前および終了時間後に子どもを預かること。
  - ③子どもが軽度の病気の場合等、臨時に子どもを預かること。
  - ④会員が冠婚葬祭またはほかの児童の学校行事の際、対象児童を預かること。
  - ⑤会員が買い物等外出の際、対象児童を預かること。
  - ⑥その他、会員の育児に関して必要な援助を行うこと。
- 2) 子どもを預かるときは、原則として提供会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
- 3) 援助活動は、原則として午前 7 時から午後 7 時とし、宿泊は行わないものとする。

#### (定例会)

第 9 条 提供会員は、月 1 回の定例の会議を開催し、連絡調整を行うものとする。

#### (事故発生時の対応)

第 10 条 提供会員は、事故が発生したときは直ちに保護者またはセンターへ連絡するとともに、適切な対応をしなければならない。

#### (利用料金)

第 11 条 1) 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了後遅滞なく利用料金を支払うものとする。

2) 利用料金は、次により算出するものとする。

①月曜日～金曜日(午前 7 時～午後 7 時) 援助活動時間 30 分当たり 250 円

②土、日、祝日(午前 7 時～午後 7 時) 援助活動時間 30 分当たり 300 円

3) 援助活動時間は次の各号に掲げる時間とするものとする。ただし、利用料金については、援助活動時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間として算出し、援助活動時間が 1 時間を超える場合は、30 分に満たない端数の時間は切り上げ 30 分として算出するものとする。

①対象児童を預かる場合の援助活動時間は、提供会員が依頼会員から対象児童を

- 預かったときから当該依頼会員に対象児童を引き渡したときまでの時間とする。
- ②保育施設等へ対象児童を送迎する場合の援助活動時間は、提供会員が依頼会員から対象児童を預かったときから保育施設等へ送り届けたときまで、または保育施設等から対象児童を預かったときから当該依頼会員に対象児童を引き渡したときまでの時間とする。
- 4) 依頼会員は、援助活動の依頼を取り消す場合、提供会員に次のとおり取り消し料を支払うものとする。ただし、取り消しの理由が暴風雨等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。
- ①援助活動前日までに取り消した場合 無料
- ②援助活動当日の援助活動開始時刻までに取り消した場合 依頼があった援助活動予定時間に係る利用料金の半額
- ③無断で取り消した場合 依頼があった援助活動予定時間に係る利用料金の全額
- 5) 食事やおやつ、オムツ等については、依頼会員の現物負担とする。また、依頼会員が特定のを希望する場合は、各人が用意するものとする。
- 6) 提供会員が援助活動に自動車を使用するときは、事前に依頼会員の了解を得る。依頼会員は利用料金のほかに自動車の使用に係る燃料代の実費分として、移動距離1キロメートル当たり18円を提供会員に支払うものとする。
- 7) 送り迎えはそれぞれ1回として換算する。
- 8) 兄弟姉妹を預けるときは、提供会員による同一援助活動に限り2人目から半額とする。

附 則

本会則は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成27年5月1日から施行する。